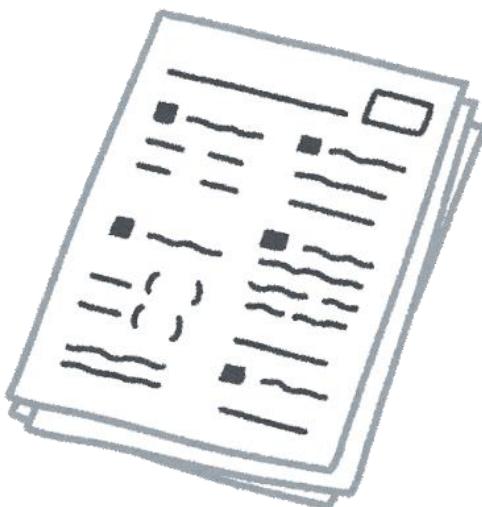


上越市

避難所開設・運営 マニュアル

【資料編】



- * 本編は、避難所開設・運営マニュアルの事前準備編、避難所対応編に関する資料や各種様式などを記載していますので、併せてご確認ください。

令和6年4月

※能登半島地震、コロナウイルス分類移行に伴う一部修正版



新潟県上越市
Joetsu City

一 避難所開設・運営マニュアル【資料編】 目次 一

第1章 指定緊急避難場所・指定避難所一覧	2
1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧の見方について	3
2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧	4
第2章 避難所情報台帳の様式	11
避難所種別A 指定避難所を兼ねた指定緊急避難場所	12
避難所種別B 指定避難所を兼ねない指定緊急避難場所	17
第3章 避難所開設・運営にかかる様式集	19
・目視による安全確認チェック表	20
・避難所開設チェックリスト	21
・避難者情報カード	22
・避難所開設状況報告書	23
・避難所の部屋割りの考え方	24
・避難所生活のルール事例	25
・避難所における福祉避難スペース	26
・要配慮者の避難時の対応と配慮ポイント	27

第1章

指定緊急避難場所・指定避難所一覧

- * この章では、市が指定する「指定緊急避難場所」と「指定避難所」を一覧表で記載しています。
- * どこの施設等が指定緊急避難場所または指定避難所になっているのか、何の災害の時の避難所なのかを確認してください。
- * なお、平成26年8月に「上越市民 防災ガイドブック・避難所マップ」を全戸配布しています。マップと合わせてご確認ください。

1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧の見方について

○ 市が指定する「指定緊急避難場所」と「指定避難所」を一覧表にしたものです。

○ 一覧の凡例

① 避難所種別の欄

「A」・・・ 指定避難所を兼ねた指定緊急避難場所

- ・想定される災害から身の安全を確保できる避難場所です。

- ・災害発生時の初動から、避難所初動対応職員を派遣します。

「B」・・・ 指定避難所を兼ねない指定緊急避難場所

- ・地震、水害、土砂災害時において、いずれかの避難場所となる避難場所です。主に建物を指定しています。

- ・災害発生直後は、避難所初動対応職員を派遣しません。状況に応じて、市職員が駆け付けます。

「C」・・・ 指定避難所を兼ねない指定緊急避難場所（屋外・津波避難ビル）

- ・津波または大規模な火事の際、緊急に避難し、身の安全の確保が必要な場合の避難場所です。主に屋外や津波避難ビルです。

- ・災害発生直後は、避難所初動対応職員を派遣しません。状況に応じて、市職員が駆け付けます。

② 指定避難所の欄

「○」・・・ 指定避難所となっています。一定期間の滞在も想定した避難所です。全ての指定避難所は指定緊急避難場所を兼ねています。

「-」・・・ 指定避難所にはなっていません。長期間の避難を要する場合には、「○」のついた指定避難所への移動の検討が必要です。

③ 指定緊急避難場所・災害種類ごとの指定の欄

- ・災害の種類ごとに開設する指定緊急避難場所を表記しています。

「○」・・・ 開設します。

「-」・・・ 開設しません。

「×」・・・ その災害に対して、災害リスクがあるため開設できません。

2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧（令和6年4月1日時点）

地区	施設名等	避難所種別	指定避難所	災害種類ごとの指定						
				避指定緊急	地震	水害	津波	土砂災害	大規模な火事	原子力災害
高田区	大手町小学校	A	○	○	○	○	○	—	—	○
	城東中学校	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	上越総合技術高等学校	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	高田高等学校	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	高田南城高等学校	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	東本町小学校	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	城北中学校	A	○	○	○	○	—	—	○	○
	南本町小学校	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	城西中学校	A	○	○	○	○	—	—	○	○
	高田農業高等学校	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	大町小学校	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	高田北城高等学校	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	上越教育大学 附属小学校	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	上越高等学校	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	旧北本町保育園	B	—	○	○	○	—	—	—	—
新道区	東本町保育園	B	—	○	○	○	—	—	—	—
	高田城址公園	C	—	○	—	—	—	—	○	—
	富岡小学校	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	稻田小学校	A	○	○	○	○	—	—	○	○
金谷区	新潟県立看護大学	A	○	○	○	×	—	—	—	○
	JAえちご上越中央整備工場	B	—	○	—	○	—	—	—	—
	飯小学校	A	○	○	○	○	—	○	—	○
	高田西小学校	A	○	○	○	○	—	○	—	○
	関根学園高等学校	A	○	○	○	○	—	○	—	○
	高田商業高等学校	A	○	○	○	○	—	○	—	○
	黒田小学校	A	○	○	○	○	—	○	—	○
	下正善寺集落開発センター	B	—	○	○	×	—	×	—	—
	宇津尾ふれあいセンター	B	—	○	○	○	—	×	—	—
	中ノ俣地区多目的研修センター	B	—	○	○	○	—	○	—	—
春日区	かなやの里更生園	B	—	○	○	○	—	×	—	—
	寺町駐車場	C	—	○	—	—	—	—	○	—
	春日小学校	A	○	○	○	○	—	○	—	○
	春日中学校	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	上越教育大学	A	○	○	○	○	—	○	—	○
	高志小学校	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	上越市総合体育館	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	かすが保育園	B	—	○	○	○	—	—	—	—
諏訪区	つちはし保育園	B	—	○	○	○	—	—	—	—
	上越市市民プラザ駐車場	C	—	○	—	—	—	—	○	—
津有区	諏訪小学校	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	戸野目小学校	A	○	○	○	○	—	—	○	○
	雄志中学校	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	上雲寺小学校	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	ファームセンター	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	津有地区公民館	B	—	○	○	○	—	—	—	—
	四ヶ所会館	B	—	○	—	○	—	—	—	—
	荒屋会館	B	—	○	○	○	—	—	—	—
	虫川会館	B	—	○	○	○	—	—	—	—
	四辻町多目的研修センター	B	—	○	○	○	—	—	—	—
三郷区	三郷小学校	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	稻塚集落開発センター	B	—	○	○	○	—	—	—	—
	秋雨苑駐車場	B	—	○	○	—	—	—	—	—

地区	施設名等	避難所種別	指定避難所	災害種類ごとの指定						
				避指 定避 難場 所緊 急	地 震	水 害	津 波	土 砂 災 害	大 規 模 な 火 事	原 子 力 災 害
和田区	和田小学校	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	大和小学校	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	ラーバンセンター	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	日精メタルワークス株式会社	B	—	○	○	○	—	—	—	—
	下新田ふれあいセンター	B	—	○	○	×	—	—	—	—
	和田地区多目的研修センター	B	—	○	—	○	—	—	—	—
	石沢公会堂	B	—	○	×	○	—	—	—	—
高士区	高士小学校	A	○	○	○	○	—	○	—	○
	稻谷会館	B	—	○	○	×	—	—	—	—
	高和町上劍会館	B	—	○	○	○	—	—	—	—
	元屋敷町内会館	B	—	○	○	○	—	—	—	—
	高士地区多目的研修センター	B	—	○	○	○	—	○	—	—
	大口公民館	B	—	○	○	○	—	○	—	—
直江津区	直江津小学校	A	○	○	○	○	○	—	—	○
	直江津南小学校	A	○	○	○	○	○	—	—	○
	直江津中学校	A	○	○	○	○	○	—	—	○
	レインボーセンター	A	○	○	○	○	○	—	—	○
	直江津中等教育学校	A	○	○	○	○	○	—	—	○
	旧古城小学校	A	○	○	○	○	○	—	—	○
	国府小学校	A	○	○	○	○	○	○	—	○
	国府二丁目町内会館	B	—	○	○	○	—	○	—	—
	虫生岩戸町内会館	B	—	○	○	○	×	×	—	—
	諏訪神社境内	C	—	○	—	—	○	—	—	—
	信越化学株式会社 古城寮	C	—	○	—	—	○	—	—	—
	旧中央保育園	C	—	○	—	—	○	—	—	—
	えびす神社境内	C	—	○	—	—	○	—	—	—
	上越市立水族博物館第一駐車場	C	—	○	—	—	○	—	○	—
	親鸞聖人上陸の地	C	—	○	—	—	○	—	—	—
	びょうぶ谷野球場	C	—	○	—	—	○	—	—	—
	虫生岩戸地内高台①(薬師山入口付近)	C	—	○	—	—	○	—	—	—
	劍神社境内	C	—	○	—	—	○	—	—	—
	虫生岩戸地内高台②(三の輪台入口付近)	C	—	○	—	—	○	—	—	—
	直江津港 佐渡汽船ターミナルビル	C	—	○	—	—	○	—	—	—
	直江津港湾合同庁舎	C	—	○	—	—	○	—	—	—
	港町特定公共賃貸住宅	C	—	○	—	—	○	—	—	—
	新潟労災病院	C	—	○	—	—	○	—	—	—
有田区	春日新田小学校	A	○	○	○	○	○	—	—	○
	直江津東中学校	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	カルチャーセンター	A	○	○	○	○	○	—	—	○
	有田小学校	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	リージョンプラザ上越	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	田園多目的研修センター	A	○	○	○	○	—	—	—	○
八千浦区	八千浦小学校	A	○	○	○	○	○	—	—	○
	八千浦中学校	A	○	○	○	○	○	—	—	○
	夷浜保育園	B	—	○	○	○	—	—	—	—
保倉区	保倉小学校	A	○	○	○	○	—	—	—	○
	クリーンセンター	B	—	○	○	○	—	—	—	—
	上吉野町内会館・上吉野愛宕の園	B	—	○	○	○	—	—	—	—
	保倉体育館	B	—	○	○	×	—	—	—	—
	駒林町内会館	B	—	○	○	○	—	—	—	—
	下百々集落開発センター	B	—	○	○	○	—	—	—	—
	小泉集落開発センター	B	—	○	×	○	—	—	—	—
北諏訪区	北諏訪小学校	A	○	○	○	○	—	—	—	○

地区	施設名等	避難所種別	指定避難所	災害種類ごとの指定					
				避指 定避 難場 所緊 急	地 震	水 害	津 波	土 砂 災 害	大 規 模 な 火 事
谷浜・桑取区	谷浜小学校	A	○	○	○	○	○	○	—
	長浜町内会館	B	—	○	○	○	×	×	—
	鍋ヶ浦公会堂	B	—	○	○	○	○	○	—
	吉浦会館	B	—	○	×	○	—	×	—
	茶屋ヶ原公会堂	B	—	○	○	○	—	○	—
	高住ふれあいセンター	B	—	○	○	○	—	○	—
	小池町内会館	B	—	○	×	○	—	×	—
	西横山町内会館	B	—	○	○	○	—	×	—
	丹原ふれあいセンター	C	—	○	—	—	○	—	—
	有間川保育園跡地	C	—	○	—	—	○	—	—
	諏訪神社境内	C	—	○	—	—	○	—	—
	流泉寺境内	C	—	○	—	—	○	—	—
	長浜地内高台①(アマゲ平)	C	—	○	—	—	○	—	—
	長浜地内高台②(アマゲ平)	C	—	○	—	—	○	—	—
	長浜地内高台③(阿比多神社)	C	—	○	—	—	○	—	—
	長浜地内高台④(長浜町内会館上付近)	C	—	○	—	—	○	—	—
	長浜地内高台⑤(谷浜西バス停上付近)	C	—	○	—	—	○	—	—
	悦翁寺境内	C	—	○	—	—	○	—	—
	西栄寺境内	C	—	○	—	—	○	—	—
	長浜地内高台⑥(秋葉山)	C	—	○	—	—	○	—	—
	デイサービス谷浜駐車場	C	—	○	—	—	○	—	—
	桑取地区多目的研修センター	A	○	○	○	○	—	○	—
	西吉尾集落センター	B	—	○	○	○	—	×	—
	くわどり湯ったり村	B	—	○	○	○	—	○	—
安塚区	安塚小学校	A	○	○	○	○	—	○	—
	安塚中学校	A	○	○	○	○	—	○	—
	安塚B&G海洋センター	A	○	○	○	○	—	○	—
	須川地域生涯学習センター	A	○	○	○	○	—	×	—
	六夜山荘	B	—	○	○	○	—	×	—
	中川地域生涯学習センター	B	—	○	○	○	—	×	—
	菅沼地区集落開発センター	B	—	○	×	○	—	×	—
	菱里地域生涯学習センター	B	—	○	×	○	—	×	—
	伏野地域生涯学習センター	B	—	○	×	○	—	×	—
	松崎地区集落開発センター	B	—	○	○	○	—	×	—
	行野地区集落開発センター	B	—	○	○	○	—	×	—
	切越地区集落開発センター	B	—	○	○	○	—	×	—
	真荻平地区集落開発センター	B	—	○	○	○	—	×	—
	雪だるま物産館	B	—	○	○	○	—	×	—
浦川原区	浦川原小学校	A	○	○	○	○	—	○	—
	旧末広小学校	A	○	○	○	○	—	○	—
	旧中保倉小学校	A	○	○	○	○	—	○	—
	月影の郷	A	○	○	○	○	—	○	—
	浦川原体育館	A	○	○	○	○	—	○	—
	浦川原地区公民館	B	—	○	○	○	—	○	—
	浦川原保健センター・高齢者生活福祉センター	B	—	○	○	○	—	○	—
	菱田集会所	B	—	○	○	○	—	×	—
	桜島集会所	B	—	○	○	○	—	○	—
	上柿野集会所	B	—	○	○	○	—	×	—
	上岡ふれあいセンター	B	—	○	○	○	—	×	—
	春和荘	B	—	○	×	○	—	×	—
	山本集会所	B	—	○	○	○	—	○	—
	今熊集会所	B	—	○	○	×	—	×	—
	谷集会所	B	—	○	×	○	—	×	—
	熊沢集会所	B	—	○	○	○	—	×	—
	坪野ふれあいセンター	B	—	○	○	○	—	×	—
	小谷島集落センター	B	—	○	○	×	—	×	—
	青雲荘	B	—	○	×	○	—	○	—
	虫川集会所	B	—	○	○	○	—	○	—
	上猪子田集会所	B	—	○	○	○	—	×	—

地区	施設名等	避難所種別	指定避難所	災害種類ごとの指定						
				避指 定避 難場 所緊 急	地 震	水 害	津 波	土 砂 災 害	大 規 模 な 火 事	
大島区	菖蒲農村環境改善センター	A	○	○	○	○	-	○	-	○
	大島生活改善センター	A	○	○	○	○	-	○	-	○
	大島小学校	A	○	○	○	○	-	○	-	○
	大島旭農村環境改善センター	A	○	○	○	○	-	○	-	○
	西沢集落開発センター	B	-	○	×	○	-	×	-	-
	大島地域生涯学習センター	B	-	○	○	○	-	×	-	-
	上達多目的共同利用施設	B	-	○	○	○	-	×	-	-
	板山多目的共同利用施設	B	-	○	○	○	-	○	-	-
牧区	牧コミュニティプラザ・牧体育館	A	○	○	○	○	-	○	-	○
	牧ふれあい体験交流施設	A	○	○	○	○	-	○	-	○
	高尾活性化センター	A	○	○	○	○	-	×	-	○
	高谷活性化センター	A	○	○	○	○	-	○	-	○
	大月交流促進センター	A	○	○	○	○	-	×	-	○
	宮口公会堂	B	-	○	○	○	-	×	-	-
	牧山口活性化センター	B	-	○	○	○	-	×	-	-
	荒井活性化センター	B	-	○	○	○	-	○	-	-
	落田公会堂	B	-	○	○	○	-	○	-	-
	東松ノ木公会堂	B	-	○	○	○	-	○	-	-
	樅谷多目的活動施設	B	-	○	○	○	-	×	-	-
	小川公会堂	B	-	○	○	○	-	×	-	-
	岩神多目的集会施設	B	-	○	○	○	-	×	-	-
	田島町内会館	B	-	○	○	○	-	×	-	-
	川辺南部集落開発センター	B	-	○	×	○	-	×	-	-
	棚広集会所	B	-	○	○	○	-	×	-	-
	川辺中央集落センター	B	-	○	○	○	-	×	-	-
	白峰(しらふ)山菜加工所	B	-	○	×	○	-	×	-	-
	高谷活性化センター	B	-	○	○	○	-	○	-	-
	切光活性化センター	B	-	○	○	○	-	×	-	-
	今清水集会所	B	-	○	×	○	-	○	-	-
	泉集落開発センター	B	-	○	○	○	-	×	-	-
	片町集会所	B	-	○	×	○	-	×	-	-
	七森集会所	B	-	○	×	○	-	×	-	-
	平山集落開発センター	B	-	○	×	○	-	×	-	-
	平方多目的集会施設	B	-	○	○	○	-	×	-	-
	牧坪山多目的利用施設	B	-	○	○	○	-	○	-	-
	池舟多目的利用施設	B	-	○	○	○	-	×	-	-
柿崎区	柿崎保健センター	A	○	○	○	○	○	○	-	○
	柿崎中学校	A	○	○	○	○	○	○	-	○
	久比岐高等学校	A	○	○	○	○	○	○	-	○
	柿崎総合体育館(かきざきドーム)	A	○	○	○	○	○	○	-	○
	柿崎体育館	A	○	○	○	○	○	-	-	○
	上下浜小学校	A	○	○	○	○	○	-	-	○
	下黒川小学校	A	○	○	○	○	○	○	-	○
	柿崎地区公民館 黒川分館	A	○	○	○	○	-	○	-	○
	竹鼻公民館	B	-	○	×	○	-	×	-	-
	下中山公民館	B	-	○	×	○	-	○	-	-
	雁海区民会館	B	-	○	○	○	-	○	-	-
	小萱公民館	B	-	○	×	○	-	×	-	-
	江島公民館	B	-	○	×	○	-	-	-	-
	上直海菅農研修センター	B	-	○	○	○	-	-	-	-
	水野集落センター	B	-	○	○	○	-	○	-	-
	柿崎川浄水場	B	-	○	○	○	-	○	-	-
	城腰部落会館	B	-	○	×	○	-	×	-	-
	北黒岩会館	B	-	○	○	○	-	×	-	-
	南黒岩会館	B	-	○	×	○	-	×	-	-
	東横山会館	B	-	○	×	○	-	×	-	-

地区	施設名等	避難所種別	指定避難所	災害種類ごとの指定					
				避指 定避 難場 所緊 急	地 震	水 害	津 波	土 砂 災 害	大 規 模 な 火 事
大潟区	上越体操場ジムリーナ	A	○	○	○	○	○	-	-
	大潟町中学校	A	○	○	○	○	○	-	-
	大潟地区公民館	A	○	○	○	○	○	-	-
	大潟町小学校	A	○	○	○	○	○	-	-
	大潟体育センター	A	○	○	○	○	○	-	-
	雁子浜町内会館	B	-	○	○	○	○	-	-
	下小船津浜町内会館	B	-	○	○	○	○	-	-
	上小船津浜町内会館	B	-	○	○	○	○	-	-
	渋柿浜町内会館	B	-	○	○	○	×	-	-
	犀潟町内会館	B	-	○	○	○	○	-	-
	長崎町内会館	B	-	○	○	○	-	-	-
	大潟あさひ土地改良区	B	-	○	○	○	-	-	-
	新潟県立大潟水と森公園	B	-	○	○	○	-	-	-
頸城区	南川小学校	A	○	○	○	○	-	-	-
	頸城地区公民館 南川分館	A	○	○	○	○	-	-	-
	頸城中学校	A	○	○	○	○	-	-	-
	ユートピアくびき希望館	A	○	○	○	○	-	-	-
	頸城地区公民館 西部分館	A	○	○	○	○	-	-	-
	頸城地区公民館 大坂井分館	A	○	○	○	○	-	-	-
	明治小学校	A	○	○	○	○	-	○	-
	頸城地区公民館 明治南分館	A	○	○	○	○	-	-	-
	両増田公民館	B	-	○	×	○	-	-	-
	烟ヶ崎ふれあいセンター	B	-	○	○	○	-	-	-
	矢住集会所	B	-	○	○	○	-	○	-
	大蒲生田公民館	B	-	○	○	○	-	×	-
	玄僧集落開発センター	B	-	○	×	○	-	×	-
	西福島一区振興センター	B	-	○	○	○	-	-	-
吉川区	源地域生涯学習センター	A	○	○	○	○	-	○	-
	吉川スカイピア遊ランド	A	○	○	○	○	-	○	-
	吉川小学校	A	○	○	○	○	-	○	-
	吉川旭地域生涯学習センター	A	○	○	○	○	-	-	-
	吉川地区公民館 川谷分館	B	-	○	×	○	-	○	-
	石谷多目的経営改善施設	B	-	○	○	○	-	×	-
	東田中生産組合	B	-	○	○	×	-	×	-
	旧スズクラ泉谷工場	B	-	○	○	○	-	○	-
	後生寺集会場	B	-	○	○	○	-	○	-
	赤沢ふれあいセンター	B	-	○	○	×	-	○	-
	吉川ゆったりの郷ゲートボール場	B	-	○	○	○	-	-	-
	町田集落開発センター	B	-	○	○	○	-	○	-
	中郷区	中郷小学校	A	○	○	○	-	○	-
中郷区	中郷総合体育館	A	○	○	○	○	-	○	-
	はーとぴあ中郷	A	○	○	○	○	-	○	-
	片貝地域生涯学習センター	A	○	○	○	○	-	○	-
	旧岡沢小学校	A	○	○	○	○	-	○	-
	板橋ふれあいセンター	B	-	○	○	○	-	○	-
	松ヶ峯集会所	B	-	○	○	○	-	○	-
板倉区	板倉農村環境改善センター・板倉農業者トレーニングセンター	A	○	○	○	○	-	○	-
	豊原小学校	A	○	○	○	○	-	-	-
	旧宮嶋小学校	A	○	○	○	○	-	○	-
	ゑしんの里記念館	A	○	○	○	○	-	○	-
	旧筒方小学校	A	○	○	○	○	-	○	-
	寺野地区総合センター(旧寺野小)	A	○	○	○	○	-	○	-
	旧菰立地区館	B	-	○	○	○	-	○	-
	板倉北部スポーツセンター	B	-	○	○	×	-	-	-
	小石原ふれあいセンター	B	-	○	○	○	-	-	-
	関田自治会館	B	-	○	○	○	-	×	-

地区	施設名等	避難所種別	指定避難所	災害種類ごとの指定				
				避指 定避 難場 所緊 急	地震	水 害	津 波	土 砂 災 害
清里区	清里小学校	A	○	○	○	○	—	○
	櫛池地域生涯学習センター	A	○	○	○	○	—	×
	清里中学校	A	○	○	○	○	—	○
	東戸野集会所	B	—	○	○	○	—	×
	青柳集落センター	B	—	○	○	○	—	○
	赤池公会堂	B	—	○	○	○	—	○
	馬屋自治会館	B	—	○	×	○	—	—
三和区	里公小学校	A	○	○	○	○	—	—
	三和西部スポーツハウス	A	○	○	○	○	—	—
	三和地区公民館・三和保健センター	A	○	○	○	○	—	—
	上杉小学校	A	○	○	○	○	—	—
	三和中学校	A	○	○	○	○	—	—
	三和体育館・三和スポーツセンター	A	○	○	○	○	—	—
	美守小学校	A	○	○	○	○	—	—
	末野地区会館	B	—	○	○	○	—	—
名立区	名立地区公民館	A	○	○	○	○	○	—
	名立中学校	A	○	○	○	○	○	—
	宝田小学校	A	○	○	○	○	—	○
	ろばた館	A	○	○	○	○	—	×
	不動地域生涯学習センター	A	○	○	○	×	—	○
	JAえちご上越 ふれあいの里・名立	B	—	○	○	×	—	×
	日前神社境内・小泊児童遊園	C	—	○	—	—	○	—
	小泊コミュニティセンター	C	—	○	—	—	○	—
	櫻海寮(旧山海荘)前庭	C	—	○	—	—	○	—
	名立寺境内	C	—	○	—	—	○	—
	名立区総合事務所	C	—	○	—	—	○	—
	江野神社境内	C	—	○	—	—	○	—

第2章

避難所情報台帳の様式

- * この章では、自主防災組織（町内会）、施設管理者、避難所初動対応職員（市職員）による「事前打合せ」で確認した開錠方法や備蓄品の保管場所、連絡先等について、情報の共有を図るための「避難所情報台帳」と避難所運営の際の「避難所レイアウト」の様式を記載しています。
- * 「事前打合せ」については、避難所開設・運営マニュアルの事前準備編をご覧ください。
- * 様式は基本的な内容を踏まえたものとしています。事前打合せの中で、追加したい項目等がある場合は、追記し、作成してください。
- * それぞれの連絡先についての記載は強制ではありません。それぞれで了解のうえ、必要な情報について、共有を図ってください。
- * 台帳には個人情報や鍵の保管場所などが記載されます。配布された台帳の管理办法及び閲覧できる方を事前に決めておくなど、取り扱いについては十分注意をお願いします。
- * 台帳は毎年作成します。
古いものは、その都度、シュレッダーにかけ廃棄してください。

避難所情報台帳

(令和 年 月 日)

名 称			災害種別ごとの指定
住 所		地震 :	水害 :
電 話 番 号		津波 :	土砂 :
F A X 番 号		火事 :	原子力 :

1 関係者連絡先等

施設管理者	(役 職)		(役 職)		
	(氏 名)		(氏 名)		
	(連絡先)		(連絡先)		
避難所初動対応職員（市職員）	班長	(所属・役職)			
		(氏 名)			
		(連絡先)			
	担当	(所属・役職)			
		(氏 名)			
		(連絡先)			
自主防災組織 (開設・運営協力町内会)	担当	(所属・役職)			
		(氏 名)			
		(連絡先)			
	担当	(町内名・役職)		(町内名・役職)	
		(氏 名)		(氏 名)	
		(連絡先)		(連絡先)	
	担当	(町内名・役職)		(町内名・役職)	
		(氏 名)		(氏 名)	
		(連絡先)		(連絡先)	
	担当	(町内名・役職)		(町内名・役職)	
	(氏 名)		(氏 名)		
	(連絡先)		(連絡先)		

(町内名・ 役職)		(町内名・ 役職)	
(氏 名)		(氏 名)	
(連絡先)		(連絡先)	
(町内名・ 役職)		(町内名・ 役職)	
(氏 名)		(氏 名)	
(連絡先)		(連絡先)	
(町内名・ 役職)		(町内名・ 役職)	
(氏 名)		(氏 名)	
(連絡先)		(連絡先)	
(町内名・ 役職)		(町内名・ 役職)	
(氏 名)		(氏 名)	
(連絡先)		(連絡先)	
(町内名・ 役職)		(町内名・ 役職)	
(氏 名)		(氏 名)	
(連絡先)		(連絡先)	
(町内名・ 役職)		(町内名・ 役職)	
(氏 名)		(氏 名)	
(連絡先)		(連絡先)	
(町内名・ 役職)		(町内名・ 役職)	
(氏 名)		(氏 名)	
(連絡先)		(連絡先)	
(町内名・ 役職)		(町内名・ 役職)	
(氏 名)		(氏 名)	
(連絡先)		(連絡先)	
(町内名・ 役職)		(町内名・ 役職)	
(氏 名)		(氏 名)	
(連絡先)		(連絡先)	

**自主防災組織
(開設・運営協力町内会)**

2 開設等に関すること

鍵の保有者 (連絡先等)	
開錠の方法	
参集の基準など	<p>避難所初動対応職員</p> <p>【地震・津波】</p> <p>勤務時間外：市内で震度5弱以上を観測した場合 勤務時間内：担当する避難所の地区で震度5弱以上を観測した場合 ※ただし、津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された際ににおいて、下記の場合 は、初動では参集しない。 (・津波避難対象区域内に指定緊急避難場所（指定避難所）がある場合。 ・津波避難対象区域を通過しないと開設に向かえない場合。)</p> <p>【その他の災害】</p> <p>災害の状況に応じて、市が判断し、開設指示を受け参集する。 ※上記以外の場合でも、避難者がいる場合など、市が判断し、開設指示を受け参集する。</p> <p>施設管理者</p> <p>自主防災組織（町内会）</p>
初動時の役割分担 について	
避難スペースに ついて	(津波の場合の記載例：屋上→6年生教室→体育館)

3 市の災害時備蓄品に関すること

保管場所				
アレルギー・その他 要配慮者物資 集中保管場所				
	品 目	数量	品 目	数量
資機材	石油ストーブ（施設借用分含む）	台	発電機	台
	だるまストーブ	台	携帯充電器	個
	投光機（選管所有含む）	台	ガソリン（携行缶）	個
	テレビ受信用機材	式	灯油（ポリタンク）	個
	特設公衆電話	台	給油ポンプ	個
物資	毛布	枚	携帯トイレ	個
	ポータブルラジオ	個	ポータブルライト	個
	鍋	個	やかん	個
	カセットコンロ	台	カセットボンベ	本
	非接触型体温計	本	マスク（50枚入）	箱
	手指消毒液	本	手指消毒液用空ボトル	本
	ペーパータオル（200枚入）	個	フェイスシールド	枚
	プラスチック手袋（100枚入）	個	ウェットティッシュ	個
	ゴーグル	個	レインスーツ	個
	生理用品（昼用）	個	生理用品（夜用）	個
要配慮者物資	衛生用品セット	式	消耗品セット	式
	高齢者おむつセット	式	おしり拭き	個
	子どもおむつセット	式	簡易トイレ	個
	段ボールベッド	個	トイレ用手すり	個
備蓄食料等	間仕切り	個	多言語指差しシート	組
	アルファ米ごはん	食	パン缶詰	食
	レトルトカレー	食	アルファ米おかゆ	食
	コンソメスープ	食	水（1.5リットル）	本

4 その他

--

避難所レイアウト

<指定避難所名 : >

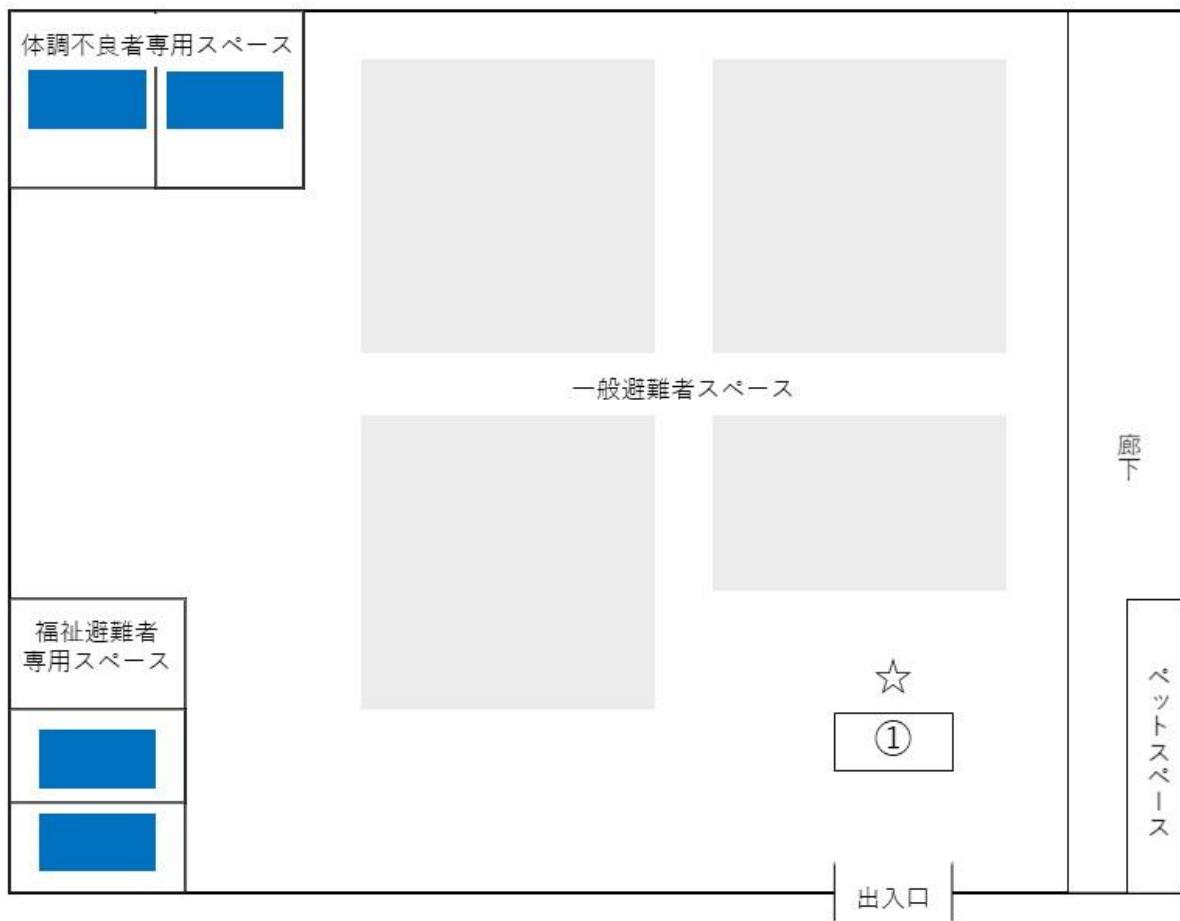
--	--

①…避難者情報カード配布、回収場所、☆…スタッフ、●…消毒液、■…ベッド、=…間仕切り

※必要により設置を検討するもの：検温場所、マスク、体温計、導線誘導、感染症対策掲示

項目	概要
新たに確保する一般避難スペース	
体調不良者専用スペース	
体調不良者専用トイレ	
ペットスペースの 検討結果	

避難所レイアウトの例



避難所種別B

指定緊急避難所情報台帳

(令和 年 月 日)

避 難 所	名 称	災害種別ごとの指定	
	住 所	地震 :	水害 :
	電 話 番 号	津波 :	土砂 :
	F A X 番号	火事 : —	原子力 : —

1 関係者連絡先等

施設管理者	(役 職)		(役 職)	
	(氏 名)		(氏 名)	
	(連絡先)		(連絡先)	
自主防災組織 (開設・運営協力町内会)	(町内名・役職)		(町内名・役職)	
	(氏 名)		(氏 名)	
	(連絡先)		(連絡先)	
	(町内名・役職)		(町内名・役職)	
	(氏 名)		(氏 名)	
	(連絡先)		(連絡先)	
	(町内名・役職)		(町内名・役職)	
	(氏 名)		(氏 名)	
	(連絡先)		(連絡先)	
	(町内名・役職)		(町内名・役職)	

2 開設等に關すること

鍵の保有者 (連絡先等)	
開錠の方法	

	参考の基準など
	初動時の役割分担 について
	避難スペースに について

3 その他

--

第3章

避難所開設・運営にかかる様式集

- * 指定緊急避難場所（指定避難所）の開設・運営の際に必要となる各種様式を記載しています。
- * 様式については、あらかじめ複数枚コピーしておくなどの準備が必要です。
- * 避難所生活のルール事例等を参考にし、各避難所におけるルールづくりを行います。

目視による安全確認チェック表

- * 体育館を例に、建物の安全確認項目を記載しています。
- * 応急的に避難所として使用するための点検ですので、施設に少しでも危険を感じる場合は、避難所としての使用を控えてください。
- * 確認者の安全を第一とし、建物が明らかに危険な場合は実施しないでください。

1 建物周囲や建物全体の確認

建物の周囲の地面に亀裂や、周囲の建物が倒れてきそうな危険はないか。	ある	ない
建物の一部が崩れたり、つぶれたりして形が変わってないか。	ある	ない
建物が傾いたり、沈んだりしていないか。	ある	ない
壁や柱に大きなひび割れや亀裂が入っていないか。	ある	ない
鉄骨の骨組みが壊れたり、変形したりしてないか。	ある	ない
火災は発生していないか。	ある	ない

*「ある」に1つでも該当する場合は、避難所として使用できません。
速やかに建物から離れ、避難者に建物に近づかないよう周知してください。

*全て「ない」
なら内部確認へ

2 建物内部の確認

上部の確認（以下の落下がないか。余震により落下しそうな破損はないか）

① 天井	ある	ない
② 照明器具	ある	ない
③ 吊り下げ式バスケットゴール	ある	ない
④ 窓ガラスや窓枠	ある	ない

床面の確認

① 床面の陥没はないか	ある	ない
② 窓ガラスの飛散はないか	ある	ない

側面の確認

① 壁に大きな破損、ひび割れがないか	ある	ない
② 壁に剥離がないか	ある	ない
③ 屋内の備品が転倒していないか、転倒する危険がないか。	ある	ない

*色付きの部分で「ある」に1つでも該当する場合は、避難所として使用できません。



*全て「ない」
なら使用可



*色なしの部分で「ある」に該当する場合は、落下物等を排除して活用できるか、落下や転倒の危険がある部分を避けて活用できるか検討が必要です。



避難所開設チェックリスト

項目	対応項目	確認				
1 建物の安全確認 ※建物の安全確認が済むまで避難者を入れない	<ul style="list-style-type: none"> 目視による安全確認チェック表等に基づき確認する (施設管理者は施設の決まりに基づき確認する) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 50%;">1 建物周囲や建物全体の確認 (建物の傾きやひび割れ、火災等はないか)</td> <td style="padding: 5px; width: 50%; text-align: right;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 建物内部の確認 (天井の落下や床面の陥没、壁の破損等はないか)</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	1 建物周囲や建物全体の確認 (建物の傾きやひび割れ、火災等はないか)	<input type="checkbox"/>	2 建物内部の確認 (天井の落下や床面の陥没、壁の破損等はないか)	<input type="checkbox"/>	
1 建物周囲や建物全体の確認 (建物の傾きやひび割れ、火災等はないか)	<input type="checkbox"/>					
2 建物内部の確認 (天井の落下や床面の陥没、壁の破損等はないか)	<input type="checkbox"/>					
2 設備・ライフラインの確認	<ul style="list-style-type: none"> 電気・放送設備は使用できるか 上下水道は使用できるか 電話・FAXは使用できるか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				
3 施設利用者の安全確認	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者がいる場合は、安全確認を実施する 	<input type="checkbox"/>				
4 災害対策本部への報告①	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設を報告する 	<input type="checkbox"/>				
5 避難者の把握・登録、避難スペースへの誘導	<ul style="list-style-type: none"> 入口付近に受付を設置し、避難者名簿を作成する 傷病者の有無や緊急性の高い要望等を確認する 避難スペースを確保し、避難者を誘導する 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				
6 情報収集手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ラジオやテレビ、または携帯電話は使用できるか 防災行政無線の放送を聞くことができるか (屋外スピーカー、戸別受信機、CATV告知端末、防災ラジオの有無の確認) 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				
7 避難者への状況説明等	<ul style="list-style-type: none"> 避難者に全般の被害状況等の情報伝達をする 避難者名簿未登録者に対し、登録を依頼する 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				
8 災害対策本部への報告②	<ul style="list-style-type: none"> 避難者数や施設の状況を報告する 	<input type="checkbox"/>				
9 運営体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 避難所初動対応職員や自主防災組織、施設管理者により、役割分担の確認をする 医者や看護師、介護士がいれば、協力を依頼する 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				
10 避難所レイアウト等の検討	<ul style="list-style-type: none"> 避難所内部配置（レイアウト）を決定する 特に配慮が必要な方の避難スペースを検討する 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				
11 備蓄食糧等の確認	<ul style="list-style-type: none"> 水・食料・物資・資機材等の確認し、必要に応じて配布する 	<input type="checkbox"/>				
12 災害対策本部への要請事項の整理・報告	<ul style="list-style-type: none"> 不足食料・物資の整理し、状況に応じて本部に要請する 状況に応じて、応援要員の要請等をする 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				

【留意点等】

- 現場の参集者で判断できないことは、災害対策（警戒）本部（区災害対策（警戒）本部）の指示を受けてください。
- 連絡がとれないときは、現状の判断で的確に対応し、後に対応状況等を連絡してください。
- 避難所の状況や主な対応を記録し、応援（交代）の方へ伝達してください。

避難者名簿

年 月 日

避難所名 :

No	町内会	氏名	年齢	性別	住所・電話番号	健康状態
					TEL :	
					TEL :	
					TEL :	
					TEL :	
					TEL :	
					TEL :	
					TEL :	
					TEL :	
					TEL :	
					TEL :	
					TEL :	
					TEL :	
					TEL :	
					TEL :	
					TEL :	
					TEL :	
					TEL :	
					TEL :	
					TEL :	

避難所開設状況報告書（第 報）

避難所名				
避難所開設日時	月 日 午前 午後	避難所閉鎖日時	月 日 午前 午後	
電話番号 (連絡の取れる番号)		FAX 番号		
報告者名		報告日時		
避難者数	人	避難者世帯	世帯	
避 難 者 数 内 訳	一般避難者数	体調不良者数	避難所外 避難者数	合計 (うち外国人)
	男性	人	人	人 (人)
	女性	人	人	人 (人)
	合計	人	人	人 (人)
(学校の場合記入) 生徒・児童の状況				
施設の状況 (施設に問題がある場合は至急避難所対策班、各区総合事務所へ電話連絡すること)				
建物安全確認	安全 · 要注意 · 危険 (理由 :)			
ライフライン	断水	停電	ガス停止	電話不通 · その他 ()
その他連絡事項 (避難所に必要な物資等は、避難所対策班、各区総合事務所へ電話連絡すること)				
○避難所初動対応職員 (参考時間) _____		○避難所対応にあたっている施設管理者等 _____		
 (参考時間) _____		 _____		
 (参考時間) _____		 _____		

避難所の部屋割りの考え方

(レイアウトを決めるときは、施設内で落ち着いた生活ができる環境づくりと管理のしやすさに留意する)

大分類	部屋名など	緊急度	部屋割りの考え方
共有空間			●学校に入る避難者数との関係で、必ずしも必要な空間をぜんぶ確保できるとは限らない。時間の経過にあわせ、避難者が減ってきた段階で共有部分を増やすようにする
	本部室	A	正面玄関近くの部屋を借りる
	物資置場	A	外部からトラックなどが入りやすい場所（屋外にテントを張った例あり）
	医務室	A	保健室を活用（近くに休憩室が設けられることが望ましい）
	ボランティアルーム	A	できれば本部室の近く
	倉庫	B	教室の机、イスの収納のための倉庫が必要。これまでの例では机、イスは廊下に積み上げている例が多い。（避難者が多い場合）
	配食場	B	義援物資などを配給する場所。物資置き場の近くで、配給時のみ一時に廊下を使う方法もあり
	更衣室	B	居住空間の近くの小部屋を確保する（体育館内の小部屋を利用しているケース多い）
	調理室	C	炊き出しをする場所。施設内もしくは屋外の水道や排水設備のある場所
	談話室	C	騒音などの関係から居室から少し離れた部屋を借りる（消灯後の利用も前提にする）＊スペースに余裕があれば設ける
	面会室	C	外来者との面談の場所。奥まで人を入れないために外部の入り口の近くがよい
	食堂	C	外部から搬入しやすい場所（スペースに余裕があれば設ける）
	学習室	C	居住空間に隣接した場所（スペースに余裕があれば設ける）
	情報掲示板	A	正面玄関近くの壁面を利用して避難者に情報を提供する
	受付	A	正面玄関近くにテーブルを置く
	仮設電話	A	正面玄関近く（校内放送設備がある場所の近く。校内放送をしないで伝言メモを避難者に渡す方法もあり）
	ペットスペース	A	鳴き声などの関係から校舎から離れたグラウンドの一角にする（できれば雨があたらない場所）
	仮設トイレ	A	校舎の近くであまり目につかない屋外の場所でバキュームカーが入れる場所。できれば清掃用の水が近くにある場所（夜間照明のために仮設の配線が必要）
	テレビ	B	談話室内（体育館の上段に置くケースが多い）
	ゴミ置き場	B	居住スペースから遠い屋外に設置（できれば雨があたらない場所）。清掃車との関係にも配慮する
	喫煙	B	屋外に設置
	パソコン	C	インターネット利用のために設置されることがある。教室あるいは廊下（通行の邪魔にならない場所）
	洗濯場 物干し場	C	屋外の給排水のある場所（プール近くなどが考えられる）。干し場としては屋上も検討する
居住空間	A	●基本は、できるだけ静かな場所で生活できるように工夫する	
		・体育館や教室を活用する（町内会単位の入居が望ましい）	
		・高齢者や身体の悪い人などには、1階の和室やできるだけ静かな場所に入居してもらう。また大勢の人と一緒に場合はトイレに近い場所を提供する	
		・居住部分には必ず通路を確保する	
立ち入り禁止区域	A	●学校の管理運営上必要な場所や薬品などがある場所は立ち入り禁止区域とする。例えば、職員室、理科室など（学校側と相談して決める）	

緊急度A：避難所開設直後に不可欠な空間など

緊急度B：避難所開設から数日後に不可欠な空間など

緊急度C：避難所の生活がある程度落ち着いてから

（防災士教本より）

避難所生活のルール事例

◎班割(避難初期の場合)	<ul style="list-style-type: none"> 場所により班割になっているので、確認すること。 班ごとの役割については、協力すること。
◎自治組織(避難長期化の場合)	<ul style="list-style-type: none"> 自治組織表で役員、班長、班割を確認すること。 自治組織の避難所の運営について、協力すること。
◎生活時間	<p style="margin-left: 2em;">6 : 00 起床（点灯・カーテン開） 7 : 30 朝食（配膳=班ごとに配布） 9 : 30 清掃（全員で実施） 12 : 00 昼食（配膳=班ごとに配布） 17 : 00 点灯（カーテン閉） 17 : 30 夕食（配膳=班ごとに配布） 22 : 00 消灯</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活時間は必ず守ること。 消灯時は静かにし、他の人の迷惑にならないようにすること。
◎食事	<ul style="list-style-type: none"> 配膳、片付けは班交代とする。 配布は班ごとに整列して行う。 お茶は配ぜん前に準備する。 食器等は自分で下げる。 食事が不要な場合は、班長に連絡すること。 早朝の外出、深夜の帰着で食事が必要な場合は、事務所に連絡すること。
◎清掃	<ul style="list-style-type: none"> 掃除は在所者全員で実施する。 ゴミは指定された場所に持っていくこと。 トイレ掃除は班交代とする。
◎ゴミ捨て	<ul style="list-style-type: none"> ゴミは分別して、指定されたゴミ袋（箱）に捨てること。
◎洗濯	<ul style="list-style-type: none"> 洗濯時間（6:30～21:00）を厳守すること。 班ごとに割当てられた洗濯機を使用すること。 次の人のために洗濯物の取り出しを忘れないこと。 物干しは指定された場所にすること。
◎入浴	<ul style="list-style-type: none"> 入浴希望者は掲示板に書き込みすること。（入浴希望記載表） 朝食時に入浴券を配布する。 入浴送迎バスの時間は守ること。（バス時刻表）
◎外出	<ul style="list-style-type: none"> 外出、帰着の時は必ず外出記録簿に記入すること。 早朝の外出、早朝の帰着は、他の人の迷惑にならないよう気を付けること。
◎面会	<ul style="list-style-type: none"> 面会者がある場合は、館内放送で呼び出しをします。 （所在場所が明らかな場合は直接通知します。）
◎電話	<ul style="list-style-type: none"> 電話があった場合は、館内放送で呼び出しをします。 （所在場所が明らかな場合は直接通知します。）
◎問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> 外部からの問い合わせがあった場合は、相手方、連絡先を確認して通知しますので、本人から直接連絡してください。
◎防犯	<ul style="list-style-type: none"> 家庭からの持出品の盗難に注意すること。
◎飲酒	<ul style="list-style-type: none"> 飲酒は指定された場所ですること。 飲酒した場合は、他の人に迷惑をかけないこと。
◎物資配分	<ul style="list-style-type: none"> 配分する日付、時間は掲示板で確認すること。 留守にする場合は、班長に連絡すること。
◎掲示板	<ul style="list-style-type: none"> 一時帰宅や避難情報の解除などの重要な情報が掲示されていますので、毎日必ず確認すること。 小さな子どもや日本語の理解が十分でない外国人も内容が理解しやすいよう、簡単な言葉や表現を使うよう配慮すること。（多言語表示シートを活用する等、工夫すること）
◎避難所退去	<ul style="list-style-type: none"> 親戚、知人、他の避難所などに移動するために退去する場合は、班長に連絡し、退去者名簿に記入すること。

避難所における福祉避難スペース

- 避難に配慮を要し、一般的の避難所や避難スペースでは避難生活が困難な高齢者や障害者は、それぞれの身体等の状態に応じた避難環境をできる限り確保することが必要です。
- そのため、避難者の中に配慮が必要な方がいる場合は、「福祉避難スペース」を設けるよう検討しましょう。

福祉避難スペースの考え方	
場所	<ul style="list-style-type: none">・車椅子での移動や介助等の必要性などから、ゆとりのもてるスペースを確保する。・移動距離や通行スペースに配慮し、トイレや入口に近い、壁際や角など比較的位置がわかりやすい場所にスペースを設ける。・避難状況に応じて、福祉避難スペースの拡大や、教室等の使用を検討する。
備品・食料	<ul style="list-style-type: none">・おむつ交換や授乳などが必要となる場合があるため、間仕切りや専用のスペースを設けるなど、プライバシーに配慮する。・身体に障害のある人や、要介護認定を受けている高齢者などは、段ボールベッドを使用する。床ずれになる可能性があるため、寝たきりの場合は定期的に体位の交換を行う。・体温調節に配慮が必要な人（身体に障害のある人、要介護認定を受けた高齢者、妊娠婦や乳幼児など）には優先的に毛布を支給する。・高齢者など、固い物を食べることが難しい人には、おかゆを支給する。
情報伝達	<ul style="list-style-type: none">・どのような支援が必要かは人により異なるため、掲示板や放送などの呼びかけにより、必要とする支援を申し出ていただき支援する。・視覚に障害のある人には、「○m先を右に曲がる」や「階段を○段上がって」など、具体的に説明する。・障害の特性により音に過敏な人や精神的に不安定になりやすい人もいることから、大声や強い口調で注意したりせず、ゆっくりと丁寧に、わかりやすい表現で繰り返し伝えよう努める。※P.27「要配慮者への避難時の対応と配慮ポイント」を参照

【参考：福祉避難スペースへの避難者】

- ・視覚障害 1 級、聴覚障害 1・2 級の手帳所持者
- ・要介護認定による要介護 3、要介護 4・5 のうち特別な医療の必要がない、複合世帯
- ・妊娠婦を含む母子（乳幼児）など

- * 災害時において、一般的の避難所では避難生活が困難な高齢者や障害者など、特別な配慮を必要とする人は、指定福祉避難所（避難所開設・運営マニュアル【避難所対応編】を参照）へ直接避難することとなっています。
- * しかし、災害の規模や状況により、やむを得ず指定避難所へ避難する場合も考えられますので、指定福祉避難所への移送方法が確保できるまでは、福祉避難スペースでの対応を検討しましょう。

要配慮者の避難時の対応と配慮ポイント

【避難に関して】

	避難行動等の特徴	避難誘導時の配慮ポイント
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語を十分に理解できない場合が多い。 ○行政機関等が発信する災害関連情報を理解できない可能性がある。 ○言葉で状況を知らせることが困難な場合がある。 ○災害に関する知識が少なく、何が起きたか分からずに、パニックになってしまう場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の状況や避難所等の位置をやさしい日本語（必要に応じて多言語化）を用いてわかりやすく説明する。必要に応じて誘導する。
視覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○被害の状況を知ることができない。視覚による緊急事態の察知が困難な場合が多い。 ○災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常の生活圏外では、介護者がいないと避難が難しいため、避難誘導等の援助が必要。 ○日常の生活圏であっても災害時には環境の変化から認知地図が使用不能となる場合があることに配慮する。 ○白杖等の確保する。 ○安否確認及び避難所への歩行支援を行う。
聴覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○音声による情報が伝わりにくい。 ○視覚外の異変・危険の察知が困難な場合がある。 ○音声による避難誘導の認識が困難な場合がある。 ○言葉で状況を知らせることが困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○手話や文字情報によって状況説明を行い避難所等へ誘導する。 ⇒筆記用具等による筆談。
言語障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○言葉で状況を知らせることが困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○手話や文字情報によって状況説明を行い避難所等へ誘導する。 ⇒筆記用具等による筆談。
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の安全を守ることが困難な場合がある。 ○自分で避難することが困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましい。 ○移動用具等が確保できない場合は、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。

	避難行動等の特徴	避難誘導時の配慮ポイント
内部障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ○心臓、腎臓、呼吸器などに機能障害があり、人工透析など医療的援助が必要な場合がある。 ○医薬品を携帯する必要がある。 (糖尿病などの場合、インスリン注射が必要なことがある。) ○常時医療機材（人工呼吸器、酸素ボンベなど）を必要とする人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するとともに、自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましい。 ○移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。 ○医療機関に避難を必要とする避難者の場合は、医療機関や関係機関との連絡調整を行う。
知的障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○急激な環境の変化に順応しにくい。 ○一人では理解や判断することが難しく（緊急事態等の認識が不十分な場合）、環境の変化による精神的な動搖が見られる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○一人でいるときに危険が迫った場合には、緊急に保護する。 ○災害の状況や避難所等の位置を短い言葉や文字、絵、写真等を用いてわかりやすく説明する。必要に応じて誘導する。 ○動搖している場合には、日常の支援者が同伴するなどして気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。
精神障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時には、精神的動搖が激しくなる場合がある。 ○自分で危険を判断し、行動することが困難な場合がある。 ○普段から服用している薬を携帯する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、必要に応じて無理のない方法で誘導する。 ○動搖している場合は、時間をとり気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。

	避難行動等の特徴	避難誘導時の配慮ポイント
発達障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○自分で危険を判断し、行動することが困難な場合がある。 ○災害発生時には、いつもと違う状況で不安になり、こだわりや変化に対する抵抗を示し、パニック(走り回る、大声を出す、同じことを何度も言う、動かないなど)になることがある。 ○困っていることが伝えられない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○一人でいるときに危険が迫った場合には、緊急に保護する。 ○静かな声でゆっくりと傍で話しかける。大きな声でたたみかけるようにことばをかけると混乱したままの状態での応答になり、普段十分会話ができる人でも通じなくなる場合もある。 ○災害の状況や避難所等の位置を短い言葉や文字、絵、写真等を用いてわかりやすく説明する。必要に応じて誘導する。 ○動搖している場合には、日常の支援者が同伴するなどして気持ちが落ち着くよう支援することが大切。
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○時間、場所、人に関する見当が混乱することがある。 ○言葉が出てこなかったり、意味を理解できないことがある。 ○急激な環境の変化への適合が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○動搖している場合は、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切。 ○ゆっくり、はっきり、分かりやすく、本人が見える位置から話しかける。大きな声でたたみかけるようにことばをかけると混乱したままの状態での応答になり、普段十分会話ができる人でも通じなくなる場合もある。 ○災害の状況や避難所等の位置を短い言葉や文字、絵、写真等を用いてわかりやすく説明する。必要に応じて誘導する。
妊娠婦 乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ○生後4か月頃までの乳児は首がすわっていないため、移動時に注意が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○首がすわっていない場合は移動の際に首が不安定にならないように誘導する必要がある。

【情報伝達、避難生活に関して】

	ニーズ	情報伝達の配慮ポイント	避難生活の配慮ポイント
外国人	○日本語による避難・誘導の指示が認識できない場合があるため、やさしい日本語（必要に応じて多言語化）を活用した情報伝達及び状況説明が必要。	○災害の状況や避難所等の位置をやさしい日本語（必要に応じて多言語化）を用いてわかりやすく説明する。必要に応じて誘導する。	○多言語指差しボードを活用し、意思疎通を図る。 ○宗教等で食べられないものや文化の違いについて、可能な限り考慮する。 ○外国語ができる人や日本語ができる外国人の協力を得る。 ○支援を平等に受けられるように配慮する。
視覚障がい	○視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知が困難な場合が多いため、音声による情報伝達及び状況説明が必要。	○行政からの広報、その他生活に関する情報等が来た時には、必ず知らせる。 ○分かりやすい口調で伝える。 ○音声情報で複数回繰り返す。 ○点字や拡大文字のほか、指点字や触手話、指文字、手のひら書きなど、一つないし複数の組合せでコミュニケーションをとり情報提供に努める。 ○盲ろう者通訳・介助員を避難所等に派遣する。	○避難所内の案内を行う。特にトイレや水道などの場所確認のための誘導を行う。 ○仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置する等、移動が容易にできるよう配慮する。

	ニーズ	情報伝達の配慮ポイント	避難生活の配慮ポイント
聴覚障がい	○音声による避難・誘導の指示が認識できないため、手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要。	○コミュニケーション手段を本人に確認する。 ○正面から口を大きく動かして話す。 ○文字や絵を組み合わせた筆談で情報を伝える。 ※多言語指差しシート（やさしい日本語）等を活用 ○盲ろう者通訳・介助員・手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣する。 ○掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送専用テレビを避難所に設置することに努める。	○伝達事項は、紙に書いて知らせる。 ○派遣された手話通訳者、要約筆記者等にも協力を求める。
言語障がい	○自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難であるため、手話・筆談等による状況把握が必要。		○伝達事項は、紙に書いて知らせる。 ○派遣された手話通訳者、要約筆記者等にも協力を求める。
肢体不自由	○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多く、車いす等の補助用具が必要。		○車いすが通れる通路を確保する。 ○家具の転倒防止などの安全を確認する。 ○車いす用のトイレを確保する。

	ニーズ	情報伝達の配慮ポイント	避難生活の配慮ポイント
内部障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるため、車いす等の補助用具が必要。 ○医薬品や医療機材を携帯する必要があるため、医療機関等による支援が必要。 ○ストマ装用者にあってはストマ用装具が必要。（※ストマ用装具：蓄便袋、蓄尿袋など） ○感染症を発症しやすいため、感染予防策を講じる必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。 ○医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける。 ○食事制限の必要な人の確認も必要となる。 ○薬やケア用品の確保も必要となる。 ○ストマ装用者にあってはトイレや水道などの水洗い場・補装具置き場等が必要となる。 ○各種装具・器具用の電源確保が必要となる。（人工呼吸器の予備電源確保も含む。）
知的障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動搖が見られる場合があるため、何が起こったかを短い言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく伝えて事態の理解を図る。 ○日常の支援者が同伴するなどして、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○具体的に、短い言葉で、分かりやすく情報を伝える。 ○絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。 ※多言語指差しシート（やさしい日本語）等を活用 ○精神的に不安定になる場合があることに配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、短い言葉や文字、絵、写真などを用いて避難所での生活を分かりやすく伝えて理解を図る。 ○日常の支援者が適切に話しかけるなど気持ちを落ち着かせるように配慮する。

	ニーズ	情報伝達の配慮ポイント	避難生活の配慮ポイント
精神障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時には、精神的動搖が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要。 ○服薬を継続することが必要な人もいるため、日ごろから自ら薬の種類を把握するよう指導するとともに、医療機関による支援が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○具体的に、分かりやすく簡単に情報を伝える。 ○精神的に不安定になる場合、専門的知識のある人に連絡をとるなど配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○孤立してしまうことがあるため、家族や本人をよく知る人と一緒に生活できるよう配慮する。 ○服薬を継続するため、本人及び支援者は薬の名前、量を知っておくこと、例えばお薬手帳などの利用が必要である。 ○関係医療機関との連絡・支援体制が必要である。
発達障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○混乱しているときは、ことばの理解が困難になる。 ○いつもと違うことでパニックをおこしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○文字や絵を組み合わせた筆談で情報を伝える。 ○具体的に、短い言葉で、分かりやすく理解しやすい方法で情報を伝える。 ※多言語指差しシート（やさしい日本語）等を活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○刺激が多いと混乱することがあるので、段ボール等で仕切りをつくるなどの配慮が必要。 ○感覚の過敏や鈍さがありケガをしていても気づいていないこともあり注意が必要。 ○体育館などの音の響くところは苦手な人もあり、生活する場所の位置に配慮する。 ○特定の物しか受け付けない可能性があるので、無理強いしないように配慮する。

	ニーズ	情報伝達の配慮ポイント	避難生活の配慮ポイント
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動搖が見られる場合がある。 ○日常の支援者が同伴するなど、気持ちを落ち着かせる必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○やさしく、ゆっくり、おだやかに、話しかける。 ○具体的に、短い言葉で、分かりやすく理解しやすい方法または本人が納得する方法で情報を伝える。 ○絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。 ※多言語指差しシート等を活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、日常の支援者が、適宜話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。 ○今までできていたことが、急にできなくなることがある。食事をしたことを忘れて要求するなど、最近の出来事をすっかり忘れることがある。 ○身の回りの物の用途がわからなくなることがある。 ○服の着替えがうまくできないことがある。 ○環境の変化にうまく対応できないことがある。 ○トイレなどの場所を短い言葉や文字、絵、写真等を用いてわかりやすく説明する。必要に応じて誘導する。

	ニーズ	情報伝達の配慮ポイント	避難生活の配慮ポイント
妊産婦 乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児の場合、発達段階に応じて大人と同じ食事が摂取できない。 (ミルクや離乳食で栄養補給) ○アレルギー疾患があり食事制限がある場合がある。 ○出産後間もない産婦の場合は衛生状態を保つ必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ミルクを飲ませるための哺乳瓶やミルク等の準備が必要になる。 ○発達段階にあった離乳食の準備が必要になる。 ○食事制限がある場合は保護者へ聞き取りを行い、内容を確認しておく必要がある。 ○産後間もない産婦の場合は生理用品が必要になる。

上越市避難所開設・運営マニュアル【資料編】

発行年月 平成 29 年 3 月

改訂年月 令和 6 年 4 月

編集・発行 上越市 防災危機管理部 危機管理課